

## 第24回生産物分類策定研究会 議事概要

- 1 日時 令和元年12月23日(月) 14:00~15:50
- 2 場所 総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 (構成員) 宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員  
(審議協力者) 中村審議協力者  
(オブザーバー) 内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- 4 議題  
個別分野の検討について  
○ D 建設業、公務(S 公務、96 外国公務)
- 5 概要  
事務局から、資料に基づき、「D 建設業」及び「公務(S 公務、96 外国公務)」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。  
主な意見は以下のとおり。

### 【1 建設業について】

(建設工事と建設物を設定することについて)

- 国際分類において建設工事と建設物を設定しており、我が国が国際分類と異なる生産物分類を設定するにはそれなりの根拠が必要であると考えられるため、原案どおり国際分類と同様に建設工事と建設物を設定することでよいのではないかと。  
また、新たに設定される「建設物」は、JSICにおいてD建設業とK不動産業にまたがることになるが、この問題についてはJSICの検討の際に再度検討するということがよいのではないかと。
- 原案において、建設物を建設するサービスに係る分類項目の名称は「建設工事」としているが、物とサービスを区分するために、分類項目名には「サービス」と付けた方がよいのではないかと。例えば、生産物分類の名称を「建設工事(サービス)」とするなど、サービスに関する項目ということが理解しやすい分類名称を検討してはどうか。
  - 製造業でも製造物と製造サービス(賃加工)を区分しており、建設業においても建設物と建設工事を区分することは適切と考える。
  - 原案のとおり、建設工事と建設物をそれぞれ設定することとし、建設工事に関する分類項目の名称については検討することとする。

- 自己建設の建設物の生産額は現状どのように調査されているのか。国土交通省の調査は請負工事に係る受注額や完成工事高が中心であり、建設物の生産物が設定されると、今後どこまで国土交通省で対応する必要があるのか懸念がある。
  - 産業連関表では、建築物の生産額について、国土交通省の建築着工統計をベースに推計されており、同統計には自己建設の建築物も含んでいると理解している。土木施設については、自己建設の例は土地造成や太陽光発電施設は多少あるが、その他はほとんどないとヒアリングで聞いている。
- 統合分類「土木施設」の詳細分類「造成地」は、SNAでは生産物であり固定資産になるが、生産物分類では構造物として認識できるものを設定すべきであり、このようなものは設定しなくてもよいのではないか。
  - サービス分野の生産物分類の策定において「生産物に関連して把握が必要な収入項目」といった生産物ではない項目も設定されているので、造成地についても、これに準じた取扱いをしてもよいのではないか。
  - 建設物として建設した造成地などの資産について、生産物分類でどう取扱うか考え方を整理することとする。

(サービス分野 K 不動産業の生産物の範囲について)

原案（新築建物の販売は建設物とし、中古建物の販売は中古建物販売サービスに整理する）のとおり了承された。

(国際分類との定義・構造の違いについて)

- SNAでは、土地の改良（造成を含む）や井戸など土地と一体のものは土地に含めるが、防波堤などの構造物は土地には含めない。しかし、橋やトンネルは構造物ではあるが、橋やトンネルがないと道路や鉄道もないので、原案のとおり道路や鉄道と一体の分類とした方がよい。
  - 国際分類と土木施設に係る分類の構造・定義に一部違いがあるが、原案のとおり設定することとする。

(居住産業併用建物の扱いについて)

- 建築工事を「居住用」と「非居住用」に区分する場合、回答可能性について情報は得られたか。
  - 「居住用」と「非居住用」に関する定義が明確に示されれば回答可能と回答した建設関連団体があった。一方、建設工事受注動態統計調査は受注段階で把握するものなので区分可能だが、工事進行基準による完成工事高を建物用途別に回答することは難しいと回答した建設関連団体もあった。ただし、完成工事高についても請負工事では工事単位ごとに推計しているので、区分の定義が明確に示されれば回答可能とした企業もあった。

- 居住産業併用建物を主な用途で分類するという考え方は 2008SNA の考え方と合致しているのですが、基本的に原案に賛成するが、日本の SNA では、居住産業併用住宅について 7 割を住宅、3 割を設備投資として推計しているため、居住産業併用住宅という分類が設定されないと推計に支障が出るのではないかと懸念している。この取扱いについては内閣府にも確認する必要がある。
  - 財の生産物分類による調査が行われるのは 2025 年以降であり、それまでに整合を取ることを前提として、原案で設定しておいてよいのではないかと懸念している。
  - 原案のとおり、建築工事を「居住用」と「非居住用」に区分することとするが、日本の SNA との取扱いに違いがあるため、内閣府にも確認していただくこととする。
- 1 階が店舗、2 階が居住部分というような場合は、居住用と非居住用の面積がほぼ同じ場合が多く、どちらに区分すべきか判断に迷う場合もあるのではないかと懸念している。
  - 通路など居住用と非居住用との共用部分の扱いをどうするかについても、定義を明確にしておく必要があるのではないかと懸念している。
  - 居住産業併用住宅を設定した場合も、例えば 1% 対 99% でも併用と捉えられることもあるため必ず基準が必要であるが、設定した基準の境界ラインをどうするかという論点は常にあり、定義には、どちらにも識別できない共用部分の扱いについて「共用部分を除いて」という文言を記載しておく必要がある。

(その他)

- 分類コード末尾の需要先コードが必ずしも実情と合っていないものがあると思われるため、改めて再確認した方がよい。
  - 改めて全体について確認し、国土交通省の意見も聞くなどして必要な修正を行うこととしたい。
- 基本的に原案に異論はないが、例えば、今回の分類案に沿って統計調査が行われた場合、デベロッパーが発注した建設工事の請負額とデベロッパーが販売した建設物の販売額の両方が把握されることになるため、全体としては建設工事に係る費用が重複して把握される可能性がある。また、デベロッパーが自己建設して賃貸した場合、賃貸収入のみが把握され自己建設で生産に要した金額が把握されない可能性がある。分類の問題ではないが、統計調査における実測や加工統計における推計では、このような問題が発生し得ることを認識しておくべきである。
- 建設工事受注動態統計調査の用語の定義・説明の中で、工事区分のうちの「災害復旧」の説明において、『「民間等からの受注工事」では、災害復旧は新設等工事に含める。』（「公共からの受注」では災害復旧という工事区分を設定）』とあるが、このこと理由を教えてください。
  - 建設工事受注動態統計調査では、公共工事と民間工事を区分しており、公共工事では工事区分が 3 区分（1 新設・増設・改良・解体・除却・移転・耐震改修、2

災害復旧、3 維持・補修)に設定されているが、民間工事では2区分(1 新設・増設・改良・解体・除却・移転・耐震改修、2 維持・補修)であり、災害復旧は「新設・増設・改良・解体・除却・移転・耐震改修」に含まれる旨示されている。

建設工事受注動態統計調査では上記の取扱いだが、当分類原案では、公共工事と民間工事で建設物の用途は基本的に同じと考えられることから、両者を区分していない。したがって、民間からの受注による災害復旧工事は、災害復旧に係る分類項目に分類されることになる。

- 戸建住宅の庭などのエクステリアを整備する工事は、統合分類「居住用建物工事(災害復旧及び維持・補修を除く)」の詳細分類「戸建住宅建設工事(災害復旧及び維持・補修を除く)」に含まれるのか。
  - 戸建住宅の建設工事一式として請負うのであれば、「戸建住宅建設工事(災害復旧及び維持・補修を除く)」に含まれるが、エクステリア工事のみ請負うのであれば、統合分類「専門的工事」の「造園工事」等に含まれる。
- 道路に係る「造成地」はどの分類に含まれるのか。
  - 統合分類「土木施設」の中の詳細分類「一般道路・街路・高速道路」に含まれる。

## 【2 公務(S 公務、96 外国公務)について】

- ESTAは「外国公務サービス」に含まれるのか。
  - 「外国公務サービス」に含まれ、産業連関表では概念上は輸入に含まれている。
  - 用途の違いを考えると原案のとおり「外国公務サービス」は区分した方がよい。
- 公務サービスについて、統合分類「公務サービス」のみであるが、公務サービスは計測するにしても費用積み上げとなり、どこまで内容別に区分できるかということが懸念されるため、原案どおりでよいのではないか。

(以上)